

困ったとき、わからないときは…

相談
しよう!

消費生活センター 県民サービスセンター

気仙沼・本吉圏



気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター

0226-22-7000

仙台弁護士会
気仙沼法律相談センター

0226-22-8222

東部地方振興事務所
登米地域事務所
県民サービスセンター

0220-22-5700

仙台弁護士会
登米法律相談センター

0220-52-2348

東部地方振興事務所
県民サービスセンター

0225-93-5700

仙台弁護士会
石巻法律相談センター

0225-23-5451

栗原圏



北部地方振興事務所
栗原地域事務所
県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所
県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会
古川法律相談センター

0229-22-4611

大崎圏



宮城県消費生活センター

022-261-5161

仙台弁護士会
法律相談センター

022-223-2383

仙台圏



大河原地方振興事務所
県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会
県南法律相談センター

0224-52-5898

仙南圏



相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00

※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00

※土日祝日年末年始はお休みです。

消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。

その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話

#9110

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆身に覚えのない高額請求…子どものオンラインゲーム利用料だった
- ◆平成29年度宮城県消費生活センター相談状況の概要
- ◆災害に便乗した不審な訪問や電話にご注意
- ◆消費者月間街頭啓発を行いました



身に覚えのない高額請求…子どものオンラインゲーム利用料だった



小学生など未成年者によるオンラインゲームの課金に関するトラブルが後を絶ちません。昨年度、県の消費生活相談窓口寄せられた相談では、150万円もの高額な請求があったこともあります。

子どもは大人が想像する以上に、スマートフォンなどを簡単に操作してしまうことがあります。トラブルに巻き込まれないよう、十分注意が必要です。

カード会社から身に覚えのない50万円の請求があった。驚いてカード会社に問い合わせたところ、息子のオンラインゲーム利用料だとわかった。息子は私の古いスマートフォンを使い、オンラインゲームをしていたが、有料だと知らずにアイテムを購入していたようだ。私も古いスマートフォンに課金されているとは思っていなかった。

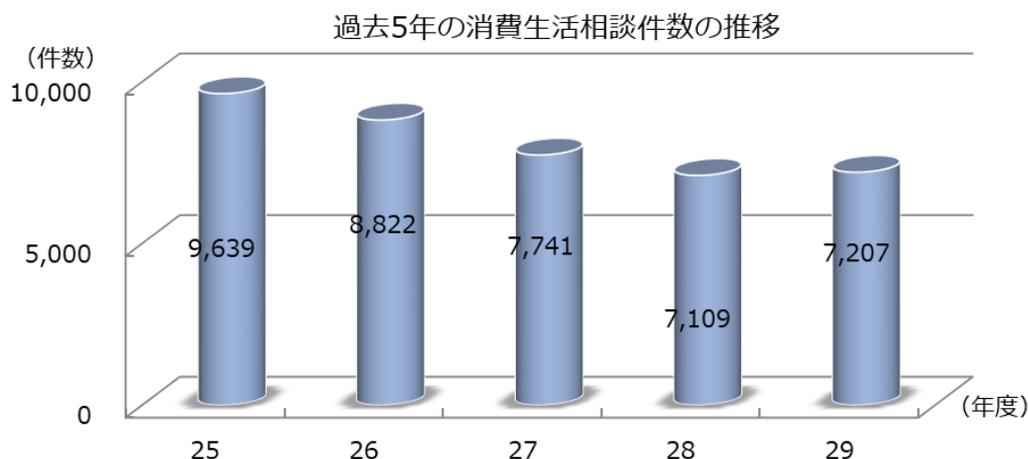


★アドバイス★

- 親が入力したクレジットカード番号がスマートフォンに登録されていて、子どもが番号を入力しなくても、オンラインゲームに課金ができるケースなどが見られます。クレジットカード番号の管理には十分注意しましょう。
- 通信契約していないスマートフォンでも、自宅や飲食店、コンビニ等のWi-Fi（無線LAN）経由でインターネットにつながり、簡単にクレジット決済できてしまうことがあります。子どもが予測できないパスワードを設定するなど、対策を講じましょう。
- オンラインゲームは料金体系や決済方法が多様化しています。周りの大人はオンラインゲームの仕組みについて理解し、スマートフォンやゲーム機のペアレンタルコントロール（保護者による使用制限）機能を活用し使用を制限したり、ゲームの遊び方やルールについて、子どもと話し合い、決めておくようにしましょう。
- 困ったときはお住まいの地域の消費生活相談窓口へご相談ください。

平成29年度宮城県消費生活センター相談状況の概要

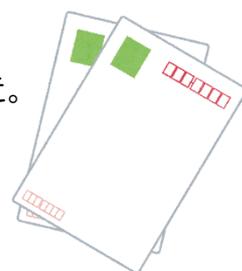
県の消費生活センターと県内6か所の県民サービスセンターに寄せられた相談件数は、ここ数年減少傾向で推移していましたが、平成29年度は、架空請求に関する相談の急増により増加に転じ、7,207件で前年度と比較すると98件の増加となりました。



架空請求はがきに関する相談が急増

特定できない商品や役務（サービス）に関する相談である「商品一般」の相談件数が、前年度の368件から約1.8倍となる646件に増加しました。

主な要因は、「法務省管轄支局民間訴訟告知センター」など、あたかも公的機関のように思わせる名称を差出人に使用したはがきが届いたという相談が、前年度の8件から大きく跳ね上がり209件に増加したことによるものです。



「デジタルコンテンツ」に関する相談が最多



アダルト情報サイトなどの「デジタルコンテンツ」に関する相談は、前年度より95件減少し1,212件となったものの、他の相談を大きく引き離し、最多の件数となりました。

相談内容としては、「無料の動画を見ようと思い、年齢確認をクリックしたら突然アダルトサイトに登録になり、利用料を請求された。」などといった“ワンクリック請求”や、「コンテンツ利用料の未払いがある。支払わないと訴訟を提起する。」といった内容のメールが届く“架空請求”などが多くなっています。

「不動産貸借」に関する相談が増加

賃貸住宅などの「不動産貸借」に関する相談は、前年度の336件から383件に増加し、前年度に引き続き3番目に多い件数となり、依然として多くの相談が寄せられています。

相談内容としては、「アパートを退去したら、高額の原状回復費用を請求された。」など退去時のトラブルが多くなっています。



災害に便乗した不審な訪問や電話にご注意



数日前、不審な2人組の訪問があり、被災者への寄付金を求められた。信用できないと思い断ったら、すぐに帰った。あやしい。

★アドバイス★

- 義援金等は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。市役所などの公的機関や大手企業をかたるケースもあります。
- 不審な電話はすぐ切り、来訪の申し出があっても断ってください。また、金銭を要求されても、決して支払わないようにしてください。
- 少しでも疑問や不安を感じたら、お住まいの地域の消費生活相談窓口や警察にご相談ください。



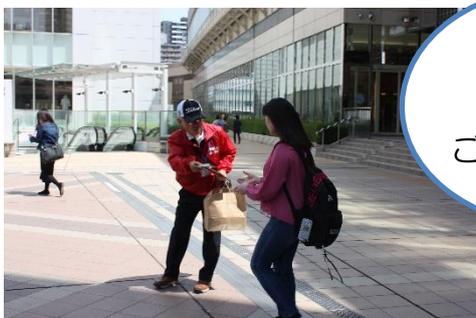
消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
1人で悩まず相談しましょう！



消費者月間街頭啓発を行いました

5月の消費者月間に合わせ、県内各地で街頭啓発活動を行いました。消費生活サポーターの皆様には、お忙しい中、多くのご参加を頂きました。（写真は仙台駅ペDESTリアンデッキ）



ご協力
ありがとう
ございました！



☆消費生活サポーターとは☆

平成28年2月から、宮城県消費生活サポーター制度が始まりました。サポーターの方々には、この「みやぎの消費生活情報」や啓発チラシの配布など、身近な地域で活動していただいています。